

厚生労働大臣の定める揭示事項

(令和5年3月1日現在)

1 当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

2 入院基本料について

当院は、急性期一般入院料1（日勤、夜勤あわせて）入院患者7人に対して1人以上の看護職員を配置しております（看護職員1人当たりの受け持ち数につきましては各病棟に詳細を掲示しておりますのでご参照ください）。また入院患者25人に対して1人以上の看護補助者を配置しております。

3 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

4 DPC対象病院について

当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせる“DPC対象病院”となっております。

※医療機関別係数 1.5688（基礎係数 1.0680+機能評価係数 I 0.3869+機能評価係数 II 0.1139）

5 近畿厚生局長への届出事項

1) 入院時食事療養及び入院時生活療養について

入院時食事療養（I）を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。（食）第100094号

当院は、入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しております。また予め定められた日に、患者さんに対して提示する複数のメニューから、好みの食事を選択できる「選択メニュー」を実施しております。（選択メニューに特別な料金はいただいておりません）

2) 基本診療料の施設基準等に係る届出

地域歯科診療支援病院歯科初診料・歯科外来診療環境体制加算2・歯科診療特別対応連携加算・一般病棟入院基本料（急性期一般入院料1）・急性期充実体制加算・救急医療管理加算・超急性期脳卒中加算・診療録管理体制加算1・医師事務作業補助体制加算1・急性期看護補助体制加算・看護職員夜間配置加算・療養環境加算・重症者等療養環境特別加算・無菌治療室管理加算1・緩和ケア診療加算・精神科リエゾンチーム加算・栄養サポートチーム加算・医療安全対策加算1・感染対策向上加算1・患者サポート体制充実加算・重症患者初期支援充実加算・褥瘡ハイリスク患者ケア加算・ハイリスク妊娠管理加算・ハイリスク分娩管理加算・総合評価加算・呼吸ケアチーム加算・後発医薬品使用体制加算1・病棟薬剤業務実施加算1.2・データ提出加算2・入院支援加算1・認知症ケア加算1・せん妄ハイリスク患者ケア加算・精神疾患診療体制加算・地域医療体制確保加算・地域歯科診療支援病院入院加算・救命救急入院料3.4・特定集中治療室管理料1・ハイケアユニット入院医療管理料1・一類感染症患者入院医療管理料・小児入院医療管理料2・入院時食事療養/生活療養（I）・歯科疾患管理料の注11に掲げる総合医療管理加算及び歯科治療時医療管理料・看護職員処遇改善評価料75

3) 特掲診療料の施設基準等に係る届出

ウイルス疾患指導料・外来栄養食事指導料の注2に規定する基準・外来栄養食事指導料の注3に規定する基準・心臓ペースメーカー指導管理料の注5に掲げる遠隔モニタリング加算・糖尿病合併症管理料・がん疼痛緩和指導管理料・がん患者指導管理料イ、ロ、ハ、ニ・外来緩和ケア診療加算・糖尿病透析予防指導管理料・小児運動器疾患指導管理料・乳腺炎重症化予防、ケア指導料・婦人科特定疾患治療管理料・腎代替療法指導管理料・二次性骨折予防継続管理料1.3・院内トリアージ実施料・外来腫瘍化学療法診療料1・連携充実加算・外来放射線照射診療料・ニコチン依存症管理料・療養・就労両立支援指導料の注3に規定する相談支援加算・開放型病院共同指導料・ハイリスク妊産婦共同管理料1・がん治療連携計画策定料・肝炎インターフェロン治療計画料・ハイリスク妊産婦連携指導料1・薬剤管理指導料・地域連携診療計画加算・検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料・医療機器安全管理料1.2・医療機器安全管理料（歯科）・在宅患者訪問看護、指導料及び同一建物居住者訪問看護、指導料・在宅腫瘍治療電場療法指導管理料・遺伝学的検査・骨髄微小残存病変量測定・BRCA1/2 遺伝子検査・がんゲノムプロファイリング検査・HPV核酸検出及びHPV核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）・検体検査管理加算（IV）・国際標準検査管理加算・遺伝カウンセリング加算・遺伝性腫瘍カウンセリング加算・心臓カテテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算・時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト・ヘッドアップティルト試験・脳波検査判断料1・神経学的検査・ロービジョン検査判断料・小児食物アレルギー負荷検査・口腔細菌定量検査・画像診断管理加算1・CT撮影及びMRI撮影・冠動脈CT撮影加算・心臓MRI撮影加算・抗悪性腫瘍剤処方管理加算・外来化学療法加算1・無菌製剤処理料・心大血管疾患リハビリテーション料（I）・脳血管疾患等リハビリテーション料（I）・運動器リハビリテーション料（I）・呼吸器リハビリテーション料（I）・摂食機能療法の注3に掲げる摂食嚥下機能回復体制加算・がん患者リハビリテー

ション料・歯科口腔リハビリテーション料 2 ・処置の休日加算 1 (医科点数表第 2 章第 9 部処置の通則の 5 に規定する処置の休日加算 1) ・処置の時間外加算 1 (医科点数表第 2 章第 9 部処置の通則の 5 に規定する処置の時間外加算 1) ・処置の深夜加算 1 (医科点数表第 2 章第 9 部処置の通則の 5 に規定する処置の深夜加算 1) ・人工腎臓・導入期加算 1 ・導入期加算 2 及び腎代替療法実績加算・透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算・磁気による膀胱等刺激法・CAD/CAM 冠・歯科技工加算 1.2 ・センチネルリンパ節加算・組織拡張器による再建手術 (乳房 (再建手術) の場合に限る。) ・緊急整備固定加算及び緊急挿入加算・椎間板内酵素注入療法・脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術・緑内障手術 (流出路再建術 (眼内法) 及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術) ・緑内障手術 (濾過胞再建術 (needle 法)) ・内視鏡下鼻・副鼻腔手術 V 型 (拡大副鼻腔手術) ・乳がんセンチネルリンパ節加算 2 及びセンチネルリンパ節生検 (単独) ・ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術 (乳房切除後) ・胸腔鏡下拡大胸腺摘出術 (内視鏡手術用支援機器を用いる場合) ・胸腔鏡下縦隔悪性腫瘍手術 (内視鏡手術用支援機器を用いる場合) ・胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術 (内視鏡手術用支援機器を用いる場合) ・胸腔鏡下悪性腫瘍手術 (区域切除で内視鏡支援機器を用いる場合) ・胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術 (肺葉切除又は 1 肺葉を超えるもので内視鏡手術用支援機器を用いるもの) ・食道縫合術 (穿孔、損傷) (内視鏡によるもの) ・内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術 (内視鏡によるもの) ・等・経皮的冠動脈形成術 (特殊カテーテルによるもの) ・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術 (リードレスペースメーカー) ・大動脈バルーンポンピング法 (IABP 法) ・経皮的循環補助法 (ポンプカテーテルを用いたもの) ・腹腔鏡下胃切除術 (内視鏡手術用支援機器を用いる場合) ・腹腔鏡下噴門胃切除術 (内視鏡手術用支援機器を用いる場合) ・腹腔鏡下胃全摘術 (内視鏡手術用支援機器を用いる場合) ・バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術・腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術 (胆嚢床切除を伴うもの) ・胆管悪性腫瘍手術 (膵頭十二指腸切除及び肝切除 (葉以上) を伴うものに限る) ・体外衝撃波胆石破砕術・腹腔鏡下肝切除術・体外衝撃波膵石破砕術・腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術・腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術 (内視鏡手術用支援機器を用いる場合) ・早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術・腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術 (内視鏡手術用支援機器を用いる場合) ・腹腔鏡下直腸切除・切断術 (内視鏡手術用支援機器を用いる場合) ・体外衝撃波腎・尿管結石破砕術・腎腫瘍凝固・焼灼術 (冷凍凝固によるもの) ・腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術 (内視鏡手術用支援機器を用いるもの) 及び腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術 (内視鏡手術用支援機器を用いるもの) ・腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術 (内視鏡手術用支援機器を用いるもの) ・膀胱水圧拡張術・腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術 (内視鏡手術用支援機器を用いる場合) ・腹腔鏡下腎盂形成手術 (内視鏡手術用支援機器を用いる場合) ・腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術・人工尿道括約筋植込・置換術・腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術・腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術 (内視鏡手術用支援機器を用いるもの) ・腹腔鏡下腔式子宮全摘術 (内視鏡手術用支援機器を用いる場合) ・腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術 (子宮体がんに対して内視鏡手術用支援機器を用いる場合) ・腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術 (子宮頸がんに限る) ・腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術 (子宮頸がんに限る) ・体外式膜型人工肺管理料・手術の休日加算 1 (医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 12 に規定する手術の休日加算 1) ・手術の時間外加算 1 (医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 12 に規定する手術の時間外加算 1) ・手術の深夜加算 1 (医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 12 に規定する手術の深夜加算 1) ・医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 16 に掲げる手術 (胃瘻造設術 (内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。)) ・医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 19 に掲げる手術 (遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する子宮附属器腫瘍摘出術) ・周術期栄養管理実施加算・輸血管理料 I ・同種クリオプレシプレート作製術・人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算・麻酔管理料 (I) ・麻酔管理料 (II) ・周術期薬剤管理加算・放射線治療専任加算・外来放射線治療加算・高エネルギー放射線治療・1 回線量増加加算・強度変調放射線治療 (IMRT) ・画像誘導放射線治療 (IGRT) ・体外照射呼吸性移動対策加算・定位放射線治療・定位放射線治療呼吸性移動対策加算・保険医療機関間の連携による病理診断・病理診断管理加算 1 ・悪性腫瘍病理組織標本加算・口腔病理診断管理加算 1 ・クラウン・ブリッジ維持管理料

6 明細書の発行状況に関する事項

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。

7 保険外負担に関する事項

当院では個室使用料 [特別室 A 22,000 円 (市外の方 33,000 円) ・特別室 B 17,600 円 (市外の方 26,400 円) 個室 8,800 円 (市外の方 13,200 円)]、病衣賃与料、紙おむつ代、各種診断書料などにつきまして、その利用日数、使用量、利用回数に応じた実費のご負担をお願いしております。

(詳細は別紙料金表をご確認ください。)

8 ハイリスク分娩管理加算に係る院内掲示

令和 4 年 1 月～令和 4 年 12 月の分娩件数 217 件

配置産婦人科医師数 9 人

配置助産師数 12 人